

国指定出水・高尾野鳥獣保護区
出水・高尾野特別保護地区計画書

【変更（区域拡張及び保護の指針の変更）】
（答申）

令和2年11月20日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

出水・高尾野特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

(出水干拓東工区北側)

鹿児島県出水市庄 3715-1 番地と同 3754 番地と同 3715-4 番地の接点を起点とし、同所から同 3715-1 番地外周沿いに北東に進み、同市高尾野町下水流 3846 番地北東端と水路との交点に至り、同所から水路西端を南進し、同 3844 番地南東端と同 3843 番地北東端との交点に至り、同所から東進し、同 3861 番地と同 3860-1 番地と同 3860-2 番地との接点に至り、同所から同 3860-1 番地外周沿いに東進し、同 3860-1 番地北東端と水路西端との交点に至り、同所から同水路西端沿いに南進し、同 3857-1 番地北東端から 15.5m 南進した地点に至り、同所から東進し、同 3875 番地北西端と水路との交点に至り、同所から同水路南端沿いに東進し、同 3879 番地北西端に至り、同所から同 3879 番地外周沿いに東進し、同 3914 番地北東端に至り、同所から同 3914 番地外周沿いに南進し、同 3908 番地北東端に至り、同所から同 3908 番地の外周沿いに南進し、同番地の南東端に至り、同所から北東に進み同 3921 番地北西端と農道との交点に至り、同所から農道外周沿いに東進し、同 3924 番地北西端に至り、同所から同 3924 番地外周沿いに東進し、同 3938 番地東端に至り、同所から農道縦断方向に引いた線を南進し、同 3942 番地北端に至り、同所から同 3942 番地東外周沿いに南進し、同 3942 番地南東端に至り、同所から同 3942 番地南外周沿いに西進し、同 3899 番地南西端に至り、同所から農道横断方向に引いた線を南西に進み同 3880 番地南東端と水路との交点に至り、同所から同水路北端沿いに西進し、起点に至る線により囲まれた区域

(出水干拓東工区南側)

鹿児島県出水市庄 3748 番地北西端と同 3726 番地と同 3725 番地との接点を起点とし、同所から同 3748 番地北外周沿いに東進し、同市高尾野町下水流 3826 番地北東端と農道の交点に至り、同所から同農道西端沿いに南進し、農道と旧防波堤との交点に至り、同所から同旧防波堤沿いに南西に進み同 1932-1 番地と同 3817 番地北東端と農道との接点に至り、同所から同 3817 番地農道側外周沿いに南西に進み同 1930-3 番地と同 1930-4 番地との交点に至り、同所から農道横断方向に西進し、旧防波堤との交点に至り、同所から同旧防波堤沿いに西進し、同 3784-1 番地南端と同 3784-5 番地東端との交点に至り、同所から同 3784-5 番地外周沿いに北西に進み同 3784-3 番地と同 3784-2 番地南東端との交点に至り、同所から同 3784-2 番地外周沿いに北進し、同 3785-1 番地と農道との交点に至り、同所から同農道北端沿いに西進し、同 3770 番地南東端と水路との交点に至り、同所から水路北端沿いに西進し、同 3716 番地の南西端に至り、同所から同 3716 番地外周沿いに北西に進み、同市庄 3746 番地南西端と同 3724 番地南東端との交点に至り、同所から同 3746 番地西外周沿いに北東に進み起点に至る線により囲まれた区域

(出水干拓西工区西側)

鹿児島県出水市庄 3798 番地北西端と同 4042 番地と同 4043 番地との接点を起点とし、同所から同 3798 番地外周沿いに南東に進み同 3798 番地東端と同 4043 番地と同 4066 番地との接点に至り、同所から同 4066 番地外周沿いに南東に進み同 3804 番地南東端と同 3998-1 番地北東端との交点に至り、同所から同 3998-1 番地外周沿いに西進し、同番地北西端に至り、同所から同 3998-1 番地外周沿いに南進し、同番地

南東端に至り、同所から市道荒崎蕨島線横断方向に引いた線を東進し、同 3848-2 番地西端に至り、同所から同 3848-2 番地外周沿いに北東に進み同番地北端に至り、同所から同 3848-2 番地外周沿いに南東に進み同 3847-1 番地と同 3849 番地西端との交点に至り、同所から同 3849 番地外周沿いに北東に進み同番地北端に至り、同所から同 3849 番地外周沿いに南東に進み同 3922 番地東端と同 4024 番地との交点に至り、同所から同 4024 番地外周沿いに南西に進み同 3910 番地南東端と同 4023 番地と同 4055 番地の接点に至り、同所から同 3910 番地外周沿いに北西に進み同 3859-2 番地北西端と市道荒崎蕨島線との交点に至り、同所から同市道横断方向に引いた線を西進し、同 3843-1 番地南東端に至り、同所から同 3843-1 番地外周沿いに西進し、起点に至る線により囲まれた区域

(出水干拓西工区東側)

鹿児島県出水市荘 3934 番地北端と同 4026 番地と同 3772 番地との接点を起点とし、同所から同 3934 番地外周沿いに南東に進み、同 3978 番地南端と同 4037 番地との交点に至り、同所から同 4037 番地外周沿いに南東に進み同 3777 番地と同 3977-5 番地と同 3977-1 番地南東端との接点に至り、同所から同 3977-1 番地外周沿いに北西に進み同 3979 番地西端から北東に 20m進んだ地点と同 4035 番地との交点に至り、同所から同 4077-1 番地公衆用道路横断方向に引いた線を北西に進み同 3970 番地南端と同 3969-1 番地東端との交点に至り、同所から同 3970 番地外周沿いに北西に進み同 3959 番地南端と同 3958 番地東端との交点に至り、同所から同 3958 番地外周沿いに南西方向に進み同 3957 番地南端と同 4033 番地と同 4052 番地との接点に至り、同所から同 3957 番地外周沿いに北西に進み同 3923 番地西端と同 4025 番地と同 4054 番地との接点に至り、同所から同 3923 番地外周沿いに北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域

(荒崎)

鹿児島県出水市高尾野町江内 1655-1 番地北西端と同 1655-2 番地北端と同 1684-9 番地との接点を起点とし、同所から同 1655-1 番地外周沿いに北東に進み同 1566-4 番地南東端と同 1566-3 番地北東端の交点に至り、同所から農道横断方向に引いた線を農道南端沿いに北東に進み同市荘 2592-6 番地南東端に至り、同所から農道横断方向に引いた線を南進し、同 2555-2 番地北東端と同 2555-1 番地北西端の交点に至り、同所から同 2555-1 番地外周沿いに東進し、同 2633 番地南東端と同 2634-1 番地北東端の交点に至り、同所から同 2634-1 番地外周沿いに西進し、同 2621-1 番地東端と同 2635-8 番地水路の交点に至り、同所から同水路西端沿いに南西に進み同 2620-1 番地南東端と市道瀧鶴見線の交点に至り、同所から同 2620-1 番地外周沿いに北西に進み同番地北西端と水路の交点に至り、同所から同水路東端沿いに北東に進み同 2621-1 番地と同 2620-2 番地の交点から 6.5m北東の地点に至り、同所から同水路北端沿いに西進し、同 2612-2 番地東端に至り、同所から同 2612-2 番地外周沿いに南西に進み同 2608-1 番地南東端と同 2608-2 番地北東端の交点に至り、同所から同 2608-2 番地外周沿いに南進し、市道瀧鶴見線と同 2635-12 番地南東端の交点に至り、同所から市道瀧鶴見線北端沿いに西進し、同 2536-1 番地南東端に至り、同所から市道瀧鶴見線横断方向に引いた線を南進し、同 2514-2 番地の北東端から 24m南下した地点に至り、同所から農道横断方向に引いた線を東進し、同 2466 番地北西端と同 2490-7 番地南西端の交点に至り、同所から同 2466 番地外周沿いに東進し、同 2473-1 番地北東端に至り、同所から同 2473-1 番地外周沿いに南進し、同 2461-1 番地北東端と同 2460-2 番地北西端に至り、同所から同 2460-2 番地外周沿いに東進し、同 2460-1 番地東端と同 2490-4 番地水路の交点に至り、同所から同水路西端沿いに南

進し、同 2431-2 番地南端に至り、同所から同 2431-2 番地外周沿いに北西に進み同 2420-1 番地北東端と 2419-2 番地南東端の交点に至り、同所から同 2420-1 番地外周沿いに南進し、同 2426 番地南端に至り、同所から同 2426 番地外周沿いに北西に進み同 2411-1 番地と同 2409-3 番地の交点に至り、同所から同 2409-3 番地外周沿いに南西に進み同 2409-1 番地南端に至り、同所から同 2409-1 番地外周沿いに北西に進み同市高尾野町江内 1620 番地西端と同 1631-8 番地の交点に至り、同所から農道横断方向に引いた線を西進し、同 1759 番地南端に至り、同所から同 1759 番地外周沿いに北西に進み同 1753 番地南端に至り、同所から同 1753 番地外周沿いに北西に進み同 1749 番地南西端に至り、同所から同 1749 番地外周沿いに北西に進み同 1692-2 番地西端に至り、同所から同 1692-2 番地東外周沿いに北東に進み起点に至る線に囲まれた区域（同市庄 2411-2、2411-4、2411-5 番地は除外する。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで（10 年間）

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、高尾野川、野田川及び江内川の 3 本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯で、夏季は水稻、冬季は野菜等が栽培されている。

このような自然環境を反映して、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国際希少野生動植物種であり、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の特別天然記念物に指定されているナベヅル、マナヅルが多く飛来している。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約 9 割に当たる約 8,000 から 10,000 羽、マナヅルは全世界の総個体数の約 5 割に当たる約 2,000 から 3,000 羽の渡来が確認されており、当該区域はツル類にとって国際的に重要な越冬地となっている。また、ツル類以外の渡り鳥も多く、鳥類は約 150 種が確認されており、環境省レッドリストの絶滅危惧 I B 類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧 II 類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

また、当該区域一帯は、人の暮らしに身近な田園地帯で、特に、当該区域周辺は県内有数の養鶏地帯でもあることから、人と鳥獣の軋轢が生じやすい。そのため、当該区域の一部において環境省ではツルの保護管理を図るため、生息地の保全整備するためにねぐら等の確保を目的とした土地の借り上げ、ツルの体力回復等を目的とした給餌等の保護管理を図るための取組を実施している。

このように、当該区域は、出水・高尾野鳥獣保護区の中でも特にツル類等の渡り鳥の保護を図る上で核心的な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、渡り鳥の渡来地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

ア 集団渡来地の保護区として、ツル類を始め、多様な鳥類相を保護するため、国指

定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視等による適切な管理に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ウ ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、特別保護地区内の巡視、鳥インフルエンザサーベイランス等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境を把握し、関係地方公共団体、関係機関等と連携した適切な鳥類の保護管理に努める。

エ ツル類の一極集中・過密状態の解消に向けて、地域の合意に基づく給餌の調整を含めた分散化の取組を進めた上で、希少鳥獣保護計画の策定を目指す。

オ 高病原性鳥インフルエンザリスクの管理強化及び風評被害の予防のため、地元養鶏農家、マスコミ関係者等への正確な情報発信を行う。

カ ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、関係地方公共団体、関係機関等とともに推進する。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、鹿児島県北西部の北薩地方に位置する出水干拓地の北部に当たる。

イ 地形、地質等

当該区域は、高尾野川、野田川及び江内川の3本の河川が流れ込む出水扇状地の終端に当たり、大部分がこれらの河川の河口に作られた干拓地である。地形分類としては海拔0mから10m未満の三角州性低地となっている。地質は、多くは沖積世火砕流堆積物で、その他更新世火山岩からなり、土壌の大部分が還元型の素粒グライ土壌である。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生については、大半は水田雑草群落となっている。

エ 動物相の概要

鳥類では、留鳥としてタマシギ、ヒヨドリ、ミサゴ等が、春、秋の渡り鳥としてダイゼン、ムナグロ等のチドリ類、トウネン、ハマシギ等のシギ類が、夏鳥として、アマツバメ、オオヨシキリ、コムクドリ等が、冬鳥として、ナベヅル、マナヅル等のツル類、ヒドリガモ、ツクシガモ等のカモ類、ハイイロチュウヒ、チヨウゲンボウ等の猛禽類、クロツラヘラサギ等が見られる。

獣類では、イタチ、キツネ、イノシシが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり。

イ 獣類

別表 3 のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

ツル類による農作物の踏み倒し、あぜ道の破損等が見られる。

また、カラスやカモ類による農作物の踏み倒しや、食害等が見られる。

最近における有害鳥獣捕獲実施状況 (件数：件、羽数：羽)

鳥獣名	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数	許可件数	捕獲等数
カラス	3	430	2	194	0	0
カモ類	1	1,200	1	1,800	1	2,600

5 変更（区域拡張）の理由

既設の特別保護地区では、ツル類保護のためのねぐらの整備及び給餌が行われているが、近年、越冬するツル類が休息及び採餌で利用する範囲が広がり、既設特別保護地区外においても既設特別保護地区と同等程度のツル類の利用が確認されていることから、このようなツル類の越冬状況を踏まえ、特別保護地区を拡張し、既設特別保護地区と一体的な保護管理を行うため区域を拡張するもの

6 施設整備に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 20 本
- (2) 案内板 3 基

7 参考事項

(1) 当初指定

平成 9 年 10 月 22 日環境省告示第 80 号

(2) 経緯

平成 19 年 10 月 31 日環境省告示第 99 号 再指定 (平成 19 年 11 月 1 日から 10 年)

平成 29 年 10 月 30 日環境省告示第 93 号 再指定 (平成 29 年 11 月 1 日から 10 年)